

海田町インターンシップ実施要領

1 趣旨

本要領は、高等学校、特別支援学校の高等部、大学、大学院等（以下「大学等」という。）に在籍する学生を対象として、海田町において就業体験実習（以下「実習」という。）を行う場合における実施方法、実習生の資格要件、服務、その他必要な事項を定めるものとする。

2 実習の目的

本実習は、大学等の学生を海田町において実習を行わせることにより、学生の就業意識を高めるとともに、海田町の行政について理解を深めることを目的とする。

3 実習生の資格要件

高等学校、特別支援学校の高等部、大学、大学院等に在籍する学生

4 実習期間

実習期間は、原則として3日間から5日間程度とし、具体的日程については、インターンシップ実習生（以下「実習生」という。）を受け入れる課等（以下「受入課等」という。）の実情により、毎年度総務部長が決定する。

5 実習時間

実習時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、受入課等が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、実習時間を変更することができるものとする。

6 実習場所

実習場所は、海田町役場及び出先機関とする。

7 実習生の受入れ

- (1) 町は、インターネット等を通じて実習生を募集する。
- (2) 実習希望者は、履歴書（兼）調査表（別記様式第1号）を町が定める日までに総務部総務課に提出するものとする。ただし、実習希望者が高等学校又は特別支援学校の高等部に在籍する学生である場合は、当該実習希望者が在籍する学校を通じて提出するものとする。
- (3) 町は、実習期間の概ね2か月前までに受け入れる実習生を選考、決定し通知する。
- (4) 実習生は、誓約書（別記様式第2号）により実習開始前に服務規律の遵守に係る誓約をする。

8 実習に係る費用

町は、実習生に対し、賃金、報酬、手当及び交通費その他の費用を支給しない。

9 服務等の取扱い

- (1) 実施期間中、実習生は地方公務員としての身分は保有しないが、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為が禁止されていること等をかんがみ、これらに類する行為を行ってはならない。
- (2) 第1号に該当する場合のほか、実習生が本実施要領に従わない場合その他実習を継続しがたい事由が生じた場合は、実習を打ち切ることができるものとする。
- (3) 実習の欠勤は、正当な事由がある場合以外はこれを認めない。
- (4) 実習生は、実習を欠勤する場合は、事前に受入課等の長（以下「課長等」という。）に申し出てその指示に従うものとする、やむを得ず事前に申し出ができない場合には、事後、速やかに課長等に連絡するものとする。

10 秘密の遵守

- (1) 実習生は、実習中に知り得た秘密（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条に定めるもの）を実習中及び実習終了後において部外者に漏らしてはならない。
- (2) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に町の承認を得なければならない。

11 災害補償等

実習生は実習中の事故等により実習生が傷害を負った場合又は実習生が関係者に損害を与えた場合等に備え、インターンシップ等の賠償責任保険又はこれに類する保険に加入しなければならない。実習生が関係者に損害を与えた場合、責任は実習生が負うものとし、実習生が加入する保険により補償するものとする。

12 その他

この要領の実施に関し必要な事項は、総務部総務課長が別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

(別記)

様式第 1 号

履 歴 書 (兼) 調 査 票														
フリガナ										申請日				
氏 名														
生年月日(西暦)		年	月	日	(満)	歳								
電話番号														
E-mail														
住所		〒												
高 校 等					高等学校			年		年	入学			
					特別支援学校高等部					年				
大 学			大学		学部		学科・類		年		入学			
										年				
大 学 院 等				大学院		専攻		年		年	入学			
										年				
ゼミ(教授名・専攻)		(担当教授)					(専攻)							
インターンシップへの参加経験 (ある場合はご記入下さい)														
資格														
趣味・特技						パソコンの使用								
						・Wordの使用						可	・	不可
						・Excelの使用						可	・	不可
						・PowerPointの使用						可	・	不可
						・その他								
受入希望時期・受入希望期間 (実習期間中、受入不可の時期がある場合には具体的に記載すること。)														
インターンシップにおける希望業務、取り組みたい業務の内容があればお書きください。														
【学校記載欄】 ※実習希望者が高等学校又は特別支援学校の高等部に在籍する学生である場合は、当該実習希望者が在籍する学校を通じて提出することとし、実習参加に係る責任者が記名してください。														
上記の者を海田町のインターンシップに参加させます。														
学校名														
役職・氏名														

誓約書

海田町長 様

私は、町で実施されるインターンシップに参加するに当たっては、次に掲げる事項を遵守することを誓約します。

- 1 履歴書（兼）調査票の記載内容に相違がないこと。
- 2 実習に関して町の指示に従い、実習期間中は実習に専念すること。
- 3 実習に際しては、信用を傷つけるような行為は行わないこと。
- 4 正当な事由がなければ実習を欠席しないこと。やむを得ず欠席する場合は事前に町に申し出ること。
- 5 実習中に知り得た秘密（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 34 条に定めるもの）を部外者（大学等を含む。）に実習中及び実習終了後において漏らさぬこと。
- 6 実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に町の承認を得ること。

年 月 日

所属校名

氏名